

公文書管理の現状について

今から1年も経過していない平成31年6月に金融審議会のワーキンググループが出した報告書の内容が話題に上った。その内容は高齢夫婦無職世帯において、20年で約1300万円、30年で約2000万円の金融資産の取り崩しが必要となると記載されていた部分である。その際、麻生太郎金融相は、政府の見解と異なることを理由に正式な報告書としては受け取らないとか、ついには金融庁の公文書ではないなどとの発言をくり返した。私はあの報道を見てわが国は公文書というものをどんどんと軽く扱っていく風潮が加速しているのではないかと寒気がした。そもそも、いわゆる公文書管理法における「公文書」とは、行政機関の職員が職務上作成・取得したもの、その行政機関の職員が組織的に用いているもの、その機関が現在も保有しているものの3要件を満たすものとされている。

この報告書は、金融相から委嘱を受けた学識経験者などの委員がワーキンググループの議論を経て金融庁が作成したものであり、かつ、金融庁が保有している文書なのであるから、この公文書管理の現状についての報告書は、金融相から委嘱をされたのが桜を見る会の招待者名簿である。内閣府においては招待者名簿の保存期間を1年末満と定め

あるから、これを公文書ではないと強弁する論理は通用しない。結局のところ、政府が100年間安心だと説明してきた年金制度の根幹を搖るがしかねない内容、つまり、政府に都合が悪い内容が記載された文書は公文書ではないと結論づける方便でしかないであろう。

さて、政府は森友・加計問題を経て公文書管理法の運用規則を平成29年12月26日に改正したが、従前は上記3要件を満たせば公文書となつたものが文書の正確性を期すために文書管理者（課長級の公務員）が確認したものが公文書となる仕組みに変貌させた。これにより、課長級の文書管理者が確認しないものは3要件のうち、2つ目の要件である「行政機関の職員が組織的に用いているもの」（組織公用性）の要件を具備しないとされ公文書に当たらない下地を作り上げることとなつた。

その後、この組織公用性の要件を用いて開示をしない理由として説明をしたのが桜を見る会の招待者名簿である。内閣府においては招待者名簿の保存期間を1年末満と定めた上で、平成31年5月7日から9日にかけて電子データを消去した旨の回答をしたが、データ消去した時点ではまだバックアップファイルがあるがしかねない内容、つまり、政府に都合が悪い内容が記載された文書は公文書ではないと結論づける方便でしかないであろう。

月4日、菅官房長官は、バックアップファイルがあつたことは認めながらも、一般職員が取り出すことができず、業者に依頼をしないと取り出せない仕組みに変貌させた。これにより、課長級の文書管理者が確認しないと回答をしたのである。この点、私としては、招待者名簿の原本が紙ベースでも電子データでも消去されたのであれば、その内容が復元できることを取り扱うのが相当であると考える。実際には、忖度であるかどうかはわからないが1年末満で消去できる文書として取り扱い野党の国政調査権の行使によつても開示をしないこととなつた。

ところで、重ねてくり返し生じた公文書の消去については、どうも佐川宣寿理財局長をはじめとして公務員個人の責任追及がなされる傾向が強い。近畿財務局では自殺者の日本に戻る結果となりかねない。

た上で、平成31年5月7日から9日にかけて電子データを消去した旨の回答をしたが、データ消去した時点ではまだバックアップファイルがあるがしかねない内容、つまり、政府に都合が悪い内容が記載された文書は公文書ではないと結論づける方便でしかないであろう。

月4日、菅官房長官は、バックアップファイルがあつたことは認めながらも、一般職員が取り出すことができず、業者に依頼をしないと取り出せない仕組みに変貌させた。これにより、課長級の文書管理者が確認しないと回答をしたのである。この点、私は、あえて公文書を作成しないとか、1年末満に消去できる文書に含まれるとか、文書管理者の確認を経ていない「怪文書」であるなどの開示をしない多くの理由を運用上からも法制化した結果からも広範囲に行はれたる土壌を作り上げた。安倍政権が長期政権となり、あからさまに与党内外からも反対意見を積極的に申し述べられない風潮が生じた結果、あるべき公文書管理、公文書開示の流れを止めることは意識的ではないとしてもあるべき姿でもなく、戦前の日本に戻る結果となりかねない。